

鶴洋アーセナル 会則

2019年4月

鵜洋アーセナル 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) 鵜洋アーセナル(以下「クラブ」)と称する。
- 第 2 条 (設立) 設立年月日は、1968 年 6 月 1 日
- 第 3 条 (目的) 当クラブは学校教育活動を離れて、サッカーを通じて地域少年たちの親睦を深め、併せて健康な身体と忍耐強い精神を育てることを目的とする。
- 第 4 条 (構成) 各学年チーム:(小学生・幼児クラブ員)
運営役員:(監督・コーチ・世話役)
総会:運営役員・クラブ員保護者
- 第 5 条 (会員) 資 格 : 原則として鵜沼地区児童
入 会 : 所定用紙により、運営役員に入会を申し出る。
退 会 : 運営役員に退会を申し出た日をもって退会とする。
また、自己都合による退会者の再入会は認めない。
- 第 6 条 (所在地) 当クラブの所在地は、代表者の住所とする。

第 2 章 総 会

- 第 7 条 (開催) 毎年4月、第1又は第2土曜日に定期総会を開き、以下の事を話し合う。
また、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。
- 第 8 条 (成立) 総会は委任状を含めて 1/3以上の出席をもって成立する。
- 第 9 条 (決議) 新年度の、基本的な活動計画を決議する。
新年度の、基本的な会計予算を決議する。
会則及びその変更を決議する。
運営役員を信任する。
その他、懸案事項を審議する。
決議においては、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- (議長) 参加会員の中から 2 名に依頼。

第 3 章 運 営

- 第 10 条 (運営役員) 監督、コーチ(数名)・各学年世話役(数名)
- 第 11 条 (活動) 年間活動計画及び会計予算案を作成し、総会にかける。
必要に応じて会合を行い、クラブを円滑に運営する。会計予算を運営する。
- 第 12 条 (担当) 監督・コーチ : クラブ運営・担当チーム運営・実技指導・審判・渉外・
理事会等
各学年世話役 : クラブ運営(会計・印刷・記録等)・レクリエーション・少年委員会等
- 第 13 条 (任期) 運営役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 会 計

- 第 14 条 (会計) 会計は、会費及び寄付金を充てる。
- 第 15 条 (会費) 1 年間 12,000円とする。
1 学期分(4,000円)を、学期毎に会計が集金する。
途中入団は、入会月を含めて1ヶ月1,000円単位で会計が集金する。
- (休会) 会費の7割(2,800円)を、学期毎に会計が集金する。
- (退会) 本会の会費は、途中退会した場合でも返金しない。

第 5 章 補 則

- 第 16 条 (保険) クラブ員・監督・コーチは、全員所定のスポーツ保険に加入する。
クラブ活動中の障害、事故等については、加入しているスポーツ傷害保険の範囲内で対処する。
- 第 17 条 (責任) クラブ活動中(移動を含む)、監督・コーチ・引率保護者は、クラブ員の安全のために最大限の努力を払うが、万一の障害、事故等に対しては、重大な過失の無い限り、その責任を負うものではない。
- 第 18 条 (細則) その他練習要領、試合時の注意事項、救急処置・連絡等については別紙に示す。

- 附 則
- 1.1991(平成 3)年4月一部改正
 - 2.1993(平成 5)年4月一部改正
 - 3.1994(平成 6)年4月一部改正
 - 4.1998(平成 10)年4月一部改正
 - 5.2005(平成 17)年4月一部改正
 - 6.2014(平成 26)年4月一部改正
 - 7.2017(平成 29)年4月一部改正
 - 8.2018(平成 30)年4月一部改正
 - 9.2019(平成 31)年4月一部改正